

～ 農地貸借の仕組みが変わります～

農業経営基盤強化促進法の改正に伴い、令和7年3月末をもって、農地の出し手と農地の受け手による相対での契約はできなくなります。

甲州市においては、甲州市農業委員会令和7年2月定例総会（申請受付期間：令和7年2月7日から同月13日まで）をもって申請受付を終了といたします。

令和7年2月14日以降は、農地中間管理機構を通した貸借と農地法第3条に基づく申請の2通りとなります。

■ 農地中間管理機構を通した貸借とは

山梨県農地中間管理機構（公益財団法人山梨県農業振興公社内）が、農地を貸したい人（農地の所有者）から農地を預かり、農地を借りたい人への配分（貸し出し）を行います。

○ 農地を貸したい人のメリット

- ・農地中間管理機構は県知事が指定した公的機関なので安心です。賃料が確実に支払われます。
- ・契約期間満了後は、確実に農地が戻ります。
- ・相続税、贈与税の納税猶予が継続されます。ただし、税務署への届け出が必要です。

など

○ 農地を借りたい人のメリット

- ・農地所有者個々と交渉する必要がありません。
- ・複数の地権者の農地を借りる場合でも農地中間管理機構を通じて借りれば賃借料の支払元を一元化できます。

など

なお、これまでに結ばれた契約につきましては、令和7年4月以降も有効ですが、契約終了時の更新等の際には相対での契約はできませんのでご注意ください。

【問い合わせ先】

甲州市役所 農林振興課 農地担当（甲州市役所本庁舎 2階 11番窓口）

TEL：0553-32-5092